

1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

外国法人が日本支店を廃止した場合の事業年度と申告期限

Q 弊所は外国に本店がある外国法人ですが、今期の途中の10月1日で日本支店を廃止し、日本から撤退することとなりました。この場合の事業年度と申告期限はどのようになるのでしょうか？ちなみに、弊所は12月決算です。

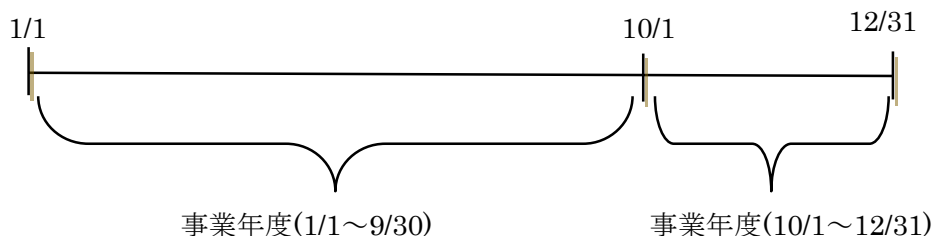
解説

事業年度の途中で日本支店を廃止すると**みなし事業年度**が生じます。また、申告期限については、納税管理人の届出をしているかどうかで、異なります。

1. 事業年度

国内に支店を有する外国法人が、日本支店を廃止して、国内に恒久的施設を有しないこととなった場合、次の**みなし事業年度**が生じます。

- 1) **その事業年度開始の日から、その該当することとなった日の前日までの期間**
- 2) **その該当することとなった日から、その事業年度末日までの期間**



2. 申告期限

- 1) **納税管理人の届出をしていない場合**
次の①または②のいずれか早い日
①**その事業年度終了の日の翌日から2月を経過した日の前日(12月1日)**
②**該当しなくなる日(10月1日)**
→この場合、早いほうなので10月1日となります。
- 2) **10月1日まで納税管理人の届出をした場合**
その事業年度終了の日の翌日から2月を経過した日の前日(12月1日)

要するに…

外国法人が日本支店を廃止した場合、廃止の日を境に事業年度が分けられます。また、申告期限については納税管理人の届出を出していないと、日本支店を廃止した日になってしまいます。そのため、余裕をもった撤退作業をするうえで、納税管理人の届出を提出しておくことは大切です。